

山梨県公報

第二千四百十四号

平成二十六年

五月十二日

月 曜 日

目次

告 示

- 包括外部監査契約の締結……………二六三
○手数料の収納事務の委託……………二六三
○建築基準法に基づく道路位置指定……………二六三

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………二六四
○土地改良区役員の退任及び就任……………二六四
○基本測量の実施……………二六五
○公共測量の終了……………二六五
○一般競争入札について……………二六五
その他……………二六五
○裁決手続の開始……………二六七
正 誤……………二七一
○平成二十四年十二月二十七日付号外第七十五号中……………二七一

告 示

山梨県告示第百五十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成二十六年五月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 包括外部監査契約の期間の始期
平成二十六年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 星野正司

住所 山梨県甲府市丸の内二丁目十一番十八号

- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後の一括払い及び必要に応じて行う前金払い

山梨県告示第百五十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり手数料の収納事務を委託した。

平成二十六年五月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 委託の相手方

東京都渋谷区神宮前五丁目五十三番一号 社会福祉法人日本保育協会

二 委託に係る手数料

保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料

三 委託の期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

山梨県告示第百五十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年五月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定の年月日
平成二十六年五月十二日
- 二 指定道路の位置
南アルプス市藤田字八丁百二十三番九、百六十三番一
- 三 指定道路の幅員
最大幅員六・二四メートル、最小幅員六・〇一メートル
- 四 指定道路の延長
四四・〇七メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
 平成二十六年五月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年四月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人おたすけねっと
 - 2 代表者の氏名 渡邊 保
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市城東一丁目十番十六号
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、介護を含む将来の不安に対して生活支援や介護サービスの普及、充実に関する事業及び障害者福祉サービスの事業を行い介護サービス及び障害者福祉サービスの向上に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十六年五月一日から平成二十六年六月三十日まで

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、箕輪堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 平成二十六年五月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	坂本 治年	北杜市高根町箕輪二六一六	平成二十六年三月三十一日
同	伊藤 祥潔	同 箕輪新町七六三	同
同	粟沢喜久雄	同 箕輪新町八五六	同
同	小池 正文	同 箕輪新町七七九	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	坂本 治年	北杜市高根町箕輪二六一六	平成二十六年四月一日
同	植松 桂	同 箕輪新町七四八	同
同	入戸野武一	同 箕輪新町八四九	同
同	安達 智彦	同 箕輪新町八四六	同
同	小林 一明	同 箕輪八九八	同
同	三井 保	同 箕輪九六八	同
同	坂本 辰夫	同 箕輪二五五七	同
同	中島 秀夫	同 箕輪二〇二九	同
同	三井 和雄	同 箕輪二二一五	同
同	清水 博	同 箕輪一八二五	同
同	内田 幸治	同 箕輪一五九	同
同	菊原 久雄	同 村山東割二〇五五―	同
同	下倉 美文	同 箕輪五九七	同
監事	下條 透	同 箕輪二六四五	同
同	石原 友一	同 箕輪新町八九九	同
同	清水 喬	同 箕輪一四五〇	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
仲田 邦男	高柳 忠	小林 一明	清水 典彦	菊原 久雄	清水 隆史	清水 文教	三井 和雄	中村 博男	小林 敏	清水 慶彦	小林 邦一	入戸野武一	小池 正文	粟沢喜久雄	土屋 裕		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
箕輪六一八一	箕輪八三八	箕輪新町八九八	箕輪一五九五―一〇	村山東割二〇五五―	箕輪一七四一	箕輪二二二九	箕輪二二二五	箕輪二〇二七―一	箕輪二五八一	箕輪九四四	箕輪八五一	箕輪新町八三二	箕輪新町七七九	箕輪新町八五六	箕輪新町八八五		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、平成二十六

年四月二十二日付けで国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十六年五月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 基本測量（ジオイド測量）
- 二 作業期間 平成二十六年五月二十日から平成二十七年二月二十八日まで
- 三 作業地域 南アルプス市及び南都留郡富士河口湖町

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成二十六年三月三十一日付けで富士吉田市から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十六年五月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 公共測量（空中写真撮影）
- 二 作業期間 平成二十五年七月十六日から平成二十六年三月三十一日まで
- 三 作業地域 富士吉田市

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年五月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 調達をする物品等の名称及び数量

- (一) 名称 訓練用器具
- (二) 数量 一式

- 2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 納入期限 平成二十六年十二月二十六日
- 4 納入場所 山梨県消防学校（山梨県中央市今福千二十九番地一）
- 二 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づき指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加

資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項の規定に該当する者

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二條第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二二十五号)に基づく民事再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 調達をする物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

4 物品を納入した後、知事の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供できることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

5 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種(物品)のうち、「雑貨・金物」、「消火器具」又は「その他(物品)」に係る登録を受けている者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 平成二十六年五月十二日(月)から同月二十二日(木)まで(山梨県の休日を含め、平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 四の3に掲げる場所

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成二十六年五月十九日(月)までの

日(県の休日を除く。)(午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年六月二十三日(月)午後二時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号山梨県民会館三階出納局入札室
4 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。

(三) 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第八八條の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

6 落札者の決定方法 規則第二百二十七條第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第八八條の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則百九條の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問い合わせ先 山梨県出納局管理課（電話〇五五―二三三―二三九五）

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured:

Assorted materials necessary for training drills at the Fire Academy 1 unit

2 Date and time for tender:

2:00PM June 23, 2014

3 Bureau in charge:

Management Division, Treasury Bureau, Yamamashi Prefectural Government 1-6-1

Marunouchi Kofu Yamamashi 400-8501 Japan

TEL 055-223-1395

その他

● 裁決手続の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成二十六年五月十二日

山梨県 収用委員会

一 起業者の名称

山梨県

二 事業の種類

韮崎都市計画道路事業三・四・一号滝坂下今井線

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所

別表のとおり

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

別表のとおり

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成二十六年四月三十日

(別表1)

裁決手続開始を決定した土地						土地所有者	土地に関して所有権以外の権利を有する関係人	備考				
所在	地番	地目		地積 (㎡)					氏名及び住所	氏名及び住所	権利の種類	
		公簿	現況	公簿	実測	収用しようとする土地の面積 (㎡)						
山梨県甲斐市龍地字竜ヶ池	6694番1	宅地	宅地	1314.32	1314.32	大澤博 山梨県甲斐市龍地5858番地2	東京電力株式会社 代表執行役 廣瀬直己 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号	賃借権	収用しようとする土地は別図のとおり (別図略)			
										大澤慶子 山梨県甲斐市龍地5855番地2	甲斐市インフラネットワークグループ管理者 甲斐市 上記代表者 甲斐市長 保坂武 山梨県甲斐市篠原2610番地	使用借権
甲斐輝美 東京都港区六本木1丁目7番10号 パークコート六本木ヒルズ トップ905	KDDI株式会社 代表取締役 田中孝司 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号	使用借権										
						株式会社日本ネットワークサービス 代表取締役 雨宮正己 山梨県甲斐市富士見一丁目4番24号	使用借権					

(別 表 2)

裁決手続開始を決定した土地					土地所有者	土地に関して所有権以外の権利を有する関係人	権利の種類	備考						
所在	地番	地目		公簿積 (㎡)										
		公簿	現況		公簿	実測								
山梨県甲斐市龍地字竜ヶ池	6696番3	宅地	宅地	215.65	215.65	128.35	大澤博 山梨県甲斐市龍地5858番地2 大澤慶子 山梨県甲斐市龍地5855番地2 青柳満佐子 山梨県甲府市住吉5丁目4番23号 甲斐輝美 東京都港区六本木1丁目7番10号 パークコート六本木ヒルズ トップ905	東京電力株式会社 代表執行役 廣瀬直己 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号	賃借権	備考				
											大澤博 山梨県甲斐市龍地5858番地2	氏名及び住所	権利の種類	備考
											大澤慶子 山梨県甲斐市龍地5855番地2			
山梨県甲斐市龍地字竜ヶ池	6696番3	宅地	宅地	215.65	215.65	128.35	東日本電信電話株式会社 支配人山梨支店長 笠原英樹 山梨県甲府市青沼一丁目12番13号	東京電力株式会社 代表執行役 廣瀬直己 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号	賃借権	備考				
							東日本電信電話株式会社 代表取締役 田中孝司 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号	東京電力株式会社 代表執行役 廣瀬直己 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号	賃借権					
山梨県甲斐市龍地字竜ヶ池	6696番3	宅地	宅地	215.65	215.65	128.35	株式会社日本ネットワークサービス 代表取締役 雨宮正己 山梨県甲府市富士見一丁目4番24号	東京電力株式会社 代表執行役 廣瀬直己 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号	賃借権	備考				
							株式会社日本ネットワークサービス 代表取締役 雨宮正己 山梨県甲府市富士見一丁目4番24号	東京電力株式会社 代表執行役 廣瀬直己 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号	賃借権					
山梨県甲斐市龍地字竜ヶ池	6696番3	宅地	宅地	215.65	215.65	128.35	甲斐市大屋敷区 区長 奥山勝也 山梨県甲斐市龍地6275番地3	東京電力株式会社 代表執行役 廣瀬直己 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号	賃借権	備考				
							甲斐市大屋敷区 区長 奥山勝也 山梨県甲斐市龍地6275番地3	東京電力株式会社 代表執行役 廣瀬直己 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号	賃借権					

収用しようとする土地は別図のとおり
(別図略)

(別表3)

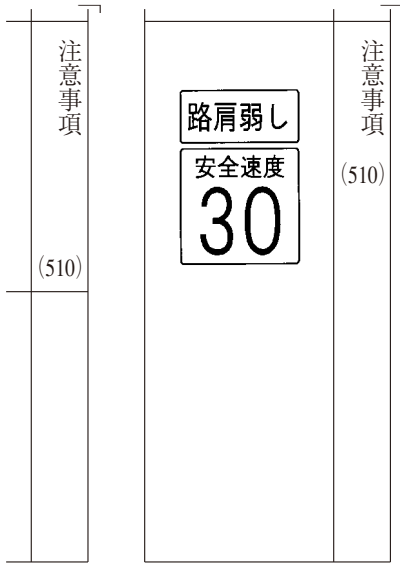
裁決手続開始を決定した土地					土地所有者	土地に関して所有権以外の権利を有する関係人	備考									
所在	地番	地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)												
		公簿	実測													
山梨県甲斐市龍池字竜ヶ池	6696番2	宅地	75.77	75.77	大澤 博 山梨県甲斐市龍池5858番地2	東京電力株式会社 代表執行役 廣 瀬 直 己 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号	賃借権	備考								
									宅地及び公衆用道路	46.88 内訳 (宅地部分 41.58) (農道部分 5.30)	大澤 慶 子 山梨県甲斐市龍池5855番地2	甲斐市インフラネットワーク管理 者 甲斐市 上記代表者 甲斐市長 保 坂 武 山梨県甲斐市篠原2610番地	使用借権			
														青 柳 満 佐 子 山梨県甲府市住吉5丁目 4番23号	東日本電信電話株式会社 支配人山梨支店長 笠 原 英 樹 山梨県甲府市青沼一丁目12番13号	使用借権
株 式 会 社 日 本 ネ ッ ト ウ ー ク サ ー ビ ス	株 式 会 社 日 本 ネ ッ ト ウ ー ク サ ー ビ ス 代 表 取 締 役 雨 宮 正 己 山梨県甲府市富士見一丁目4番24号	使用借権														
			農 道 管 理 者 上 記 代 表 者 山梨県甲斐市篠原2610番地	農 道 管 理 者 甲斐市長 保 坂 武 山梨県甲斐市篠原2610番地	使用借権											

収用しようとする土地は別図のとおり(別図略)

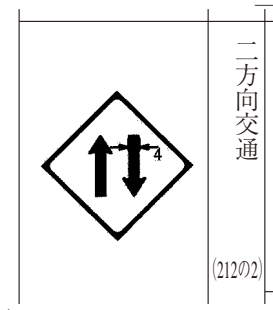
正誤

○ 平成二十四年十二月二十七日付山梨県条例第七十七号（山梨県県道の構造基準等を定める条例）
 三六六ページ下段中

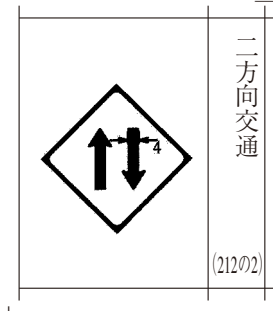
三六七ページ上段中



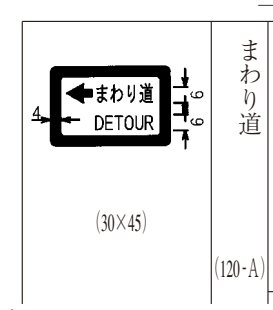
は



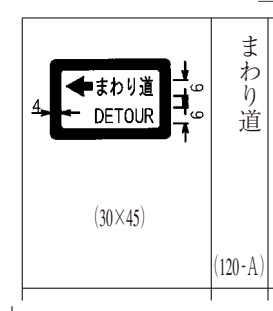
は



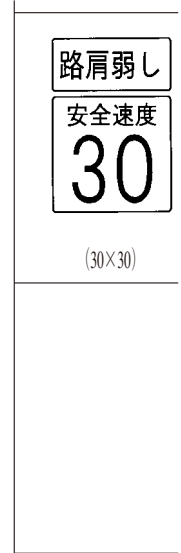
の、



は



の誤り。



の誤り。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番